

示した。

ウ 器楽の学習で取り扱う楽器の選択幅の拡大

- 器楽の学習で取り扱う楽器の選択幅を広げるようにするために、具体的な楽器名を各学年の内容の中には示さず、第3の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」で例示的に示した。

エ 創造的な学習活動の充実

- 「表現」の領域において、各学年の発達段階に即して、児童が自分の思いを生かした表現活動を一層活発に行うようにするため、音楽をつくって表現する活動に関する事項を具体的に示した。

オ 鑑賞活動の充実

- 「鑑賞」の領域においては、児童が進んで音楽を聴き、音楽のよさや美しさを感じ取ったり、様々な音楽に親しむ活動が一層充実するよう、指導事項の精選を図った。

カ 共通教材の見直し

○ 歌唱共通教材

- ・ 日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継ぐようにするため、現行と同じ楽曲で示し、低学年及び中学年では各学年4曲の中から3曲を扱うこととし、高学年では4曲の中から2曲を扱う。
- ・ 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを取り上げることが、第3の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」に示した。

○ 鑑賞共通教材

- ・ 各学校が創意工夫ある指導を進め、多様な作品の中から教材を選択して学習を進めることにより、児童が様々な音楽に親しむことができるようにするため鑑賞共通教材は示さないこととし、教材選択の観点を具体的に示した。

キ 表現及び鑑賞教材の示し方の見直し

- 歌唱、器楽、鑑賞の教材については、学校や児童の実態等に応じた弾力的な指導が行われるようにするため、年間に扱う曲数を示さない。

ク 表現形態の選択

- 二部合唱や三部合唱などの形態を細かく示すことをやめるとともに、高学年において、学校や児童の実態に応じて合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすることを第3の「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」に示した。

ケ 国歌「君が代」の指導の充実

- 国歌「君が代」について、いずれの学年においても指導することを一層明確に示した。

## 2 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

### 【指導計画作成上の留意点】

- (1) 第2の各学年の内容の「A表現」と「B鑑賞」との指導の関連を図るようにするとともに、そ